



答 申 第 8 号

平成30年11月28日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

藤原保幸様

兵庫県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会

会長 力宗幸



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成30年11月28日付兵後広第698号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

## 記

市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供について  
(条例第8条「提供の制限」に関して)

### 1 公益上の必要性について

貴広域連合から個人情報（別紙）を外部提供することについては、市立加西病院が加西市の医療需要の動向を推し量り、中長期的な視点に立って市立加西病院の医療機能のあるべき姿を検討するためのものである。市立加西病院は200以上の病床を有する病院であるため、その機能は市民の医療環境に多大な影響を及ぼすと考えられる。さらに、その機能の検討にあたっては、北播磨医療圏における急性期医療・政策医療提供体制を構築したうえで、急性期後の市民が在宅で完結した医療サービスの提供を受けることができるようにすることも含まれており、地域医療全体及び加西市地域包括ケアシステムの構築・運用にも大きく寄与すると考えられることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

### 2 提供方法について

本件にかかる個人情報は、兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理により加西市国保医療課に提供する。その後、加西市国保医療課が、加西市でデータ授受用として登録された電子媒体（フラッシュメモリー）に本件データを移し、これを市立加西病院に提供する。

### 3 提供する個人情報の保護のための必要な措置

提供する個人情報については、当該個人情報の利用目的以外には使用しないとともに、保有する必要がなくなった個人情報は確実かつ速やかに廃棄する等個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を求めること。

また、第三者へのデータ提供にあたっては、加西市及び市立加西病院に対し、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針及び対策基準に基づく厳格な取扱いを行うことを条件として課すこと。



市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供について  
(条例第8条「提供の制限」に関して)

## 1 提供する個人情報

加西市の後期高齢者医療被保険者にかかる、平成30年4月から6月診療分までの診療報酬明細書(医科入院・医科外来)データのうち以下の項目(以下「本件データ」という。)

(項目)

医療機関コード、診療科、保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別、処理年月、診療年月、本人家族入外、入院年月日、保険診療実日数、保険決定点数、疾病コード

## 2 提供先

市立加西病院

## 3 提供方法

本諮問に対する答申を受け当広域連合が本件データの提供について承諾した後、以下の(1)又は(2)のいずれかの方法により提供する。

### (1) 専用ネットワーク回線により加西市国保医療課を介して提供

兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理により加西市国保医療課に提供する。その後、加西市国保医療課が、加西市でデータ授受用として登録された電子媒体(フラッシュメモリー)に本件データを移し、これを市立加西病院に提供する。

### (2) 電子媒体により市立加西病院に提供

本件データのファイルを暗号化したうえで格納した電子媒体を簡易書留郵便で市立加西病院へ送付、又はそれぞれの職員同士の手渡しにより提供する。

## 4 市立加西病院から第三者への本件データ提供について

本件データの分析については、市立加西病院が「地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想策定支援業務」を委託している有限責任監査法人トーマツが実施することから、市立加西病院は本件データを格納した当該電子媒体を有限責任監査法人トーマツに提供することになっている。

そのため、加西市及び市立加西病院に対し、第三者に本件データを提供するにあたっては、契約等により兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例等に基づく厳格な取扱いを行うことを条件として課すものとする。

- 5 データ提供を受ける第三者  
有限責任監査法人トーマツ